第二十九条第一項	
住所地市町村長が	住所地市長が
住所地市町村長に	住所地区長を経由して、住所地市長に
おいても	おいても住所地区長に
第二十九条第二項	
住所地市町村長	住所地市長
対し、	対し、住所地区長を経由して
第三十二条第一項	
市町村長	市長
表示し、	表示し、住所地区長を経由して
第三十二条第二項、第三十二条の二並びに第四十八条第一項及び第二項	
市町村長	市長
第三十三条第二項	
住所地市町村長（	住所地区長を経由して住所地市長（
住所地市町村長）	住所地市長）
住所地市町村長は	住所地区長は
第三十三条第三項	
住所地市町村長に	住所地区長を経由して住所地市長に
住所地市町村長は	住所地区長は
第三十五条第一項	
市町村長は	市長（通知カードに係る事務にあっては、区長。第二項において同じ。）は
第三十五条第一項第五号	
住所地市町村長	住所地市長
当該市町村	住所地区長を経由して当該区（総合区を含む。第三十七条第一項において同じ。）
第三十五条第二項	
委任市町村長	委任市長
市町村長を	市長を

第二十九条第一項	
住所地市町村長が	住所地市長が
住所地市町村長に	住所地区長を経由して、住所地市長に
おいても	おいても住所地区長に
第二十九条第二項	
住所地市町村長	住所地市長
対し、	対し、住所地区長を経由して
第三十二条第一項	
市町村長	市長
表示し、	表示し、住所地区長を経由して
第三十二条第二項	
市町村長	市長
第三十三条第二項	
住所地市町村長（	住所地区長を経由して住所地市長（
住所地市町村長）	住所地市長）
住所地市町村長は	住所地区長は
第三十三条第三項	
住所地市町村長に	住所地区長を経由して住所地市長に
住所地市町村長は	住所地区長は
第三十五条第一項	
市町村長は	市長（通知カードに係る事務にあっては、区長。第二項において同じ。）は
第三十五条第一項第五号	
住所地市町村長	住所地市長
当該市町村	住所地区長を経由して当該区（総合区を含む。第三十七条第一項において同じ。）
第三十五条第二項	
委任市町村長	委任市長
市町村長を	市長を